

大規模小売店舗の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により当市内に居住する者等は本公告の日から4月以内に、店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地から、市に対し意見書を提出することができる。

平成24年6月8日

新潟市長 篠田 昭

1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名称 イオンモール新潟南

所在地 新潟市江南区下早通柳田1丁目1番1号

設置者 イオンリテール株式会社

2 変更しようとする事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前)

- ・イオンリテール株式会社

開店時刻 午前8時00分

閉店時刻 午後12時00分（但し、平成23年11月16日は翌日午前1時00分）

- ・イオンリテール株式会社以外

開店時刻 午前9時00分

閉店時刻 午後10時00分

(変更後)

- ・イオンリテール株式会社

開店時刻 午前7時00分

閉店時刻 午後12時00分（但し、平成24年11月14日は翌日午前1時00分）

- ・イオンリテール株式会社以外

開店時刻 午前7時00分

閉店時刻 午後10時00分

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前)

- ・駐車場N○1 午前7時30分～翌日午前0時30分

（但し、平成23年11月16日のみ翌日午前1時30分）

- ・駐車場N○2～8 午前7時30分～翌日午前0時30分

(変更後)

- ・駐車場N o 1 午前6時30分～翌日午前0時30分まで
(但し、平成24年11月14日のみ翌日午前1時30分)
- ・駐車場N o 2～8 午前6時30分～翌日午前0時30分

3 変更を予定する年月日

平成24年6月1日

4 変更しようとする理由

営業計画変更のため。

5 届出年月日

平成24年5月24日

6 縦覧場所

新潟市経済・国際部商業振興課及び江南区役所産業振興課

7 縦覧期間

平成24年6月8日から平成24年10月8日まで

8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問い合わせ先

商業振興課商業振興係

電 話 025-226-1633

Eメール shogyo@city.niigata.lg.jp